

○経済産業省告示第五十八号

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第五十三条第二項第十五号の規定に基づき、法第五条第一号、第三号及び第七号に適合することを説明する書類を定める件（平成十六年経済産業省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十八日

経済産業大臣 世耕 弘成

件名中「第五条第一号、第三号及び第七号」を「第三十七条第一号、第三号及び第六号」に改める。

本則中「第六条第二項第十四号」を「第五十三条第二項第十五号」に、「第五条第一号、第三号及び第七号」を「第三十七条第一号、第三号及び第六号」に、「簡易ガス事業者」を「ガス小売事業者（法第二条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）」に、「一般ガス事業」を「一般ガス導管事業」に、「第三条又は法第八条第一項」を「第三十五条又は法第四十条第一項」に改める。

本則第一号中「第五条第一号」を「第三十七条第一号」に改める。

本則第二号中「第五条第三号」を「第三十七条第三号」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改める。

本則第三号中「第五条第三号」を「第三十七条第三号」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改める。

本則第四号中「第五条第七号」を「第三十七条第六号」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「ガス料金」を「託送供給に係る料金」に改める。

様式第一中「第五条第一号」や「第三十七条第一号」及び「一般ガス事業の」や「一般ガス導管事業の」及び「一般の」や「その供給区域における」及び「一般ガス事業者」や「一般ガス導管事業者」を改める。

様式第二中「一般ガス事業者」や「一般ガス導管事業者」及び「すべて」や「全て」及び「開発地区が」や「敷設予定導管が」及び「簡易ガス事業」や「ガス小売事業（法第二条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）」及び「一般ガス事業の」や「一般ガス導管事業の」及び「申請者の確実な需要又は」や「申請者の確実な需要に対する敷設予定導管等又は」を改める。
「開発地区に対する」を改める。

様式第三第一項中「一般ガス事業者」や「一般ガス導管事業者」に於て、「本支管及び整圧器」のトは「以下「本支管等」という。）を加へ、同様式第二項中「一般ガス事業者」や「一般ガス導管事業者」に「開発地区（）」や「本支管等（）」に「開発地区に」や「本支管等を含む申請者の供給区域に」に「開発地区が」や「本支管等が」に於る。

また第四中「一般ガス事業者」や「一般ガス導管事業者」に「ガス料金」や「託送供給に係る料金」に於て「※ 原料費調整制度を適用している既存一般ガス事業者のガス料金にあつては、申請日における調整した後のガス料金とすること。」に於る。